

16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート

高 木 久 史

Coin System in the Fourth Quarter of the 16th Century Shikoku

Hisashi TAKAGI

はじめに

本稿では、17世紀初頭の銭使用秩序統一に至る経緯に関するケーススタディとして、16世紀第4四半期四国の状況、具体的には伊予・讃岐の状況に関する実証分析を行う。

日本中世の銭使用秩序の特徴の一つが、等価値使用原則である。これは、特定の種類の銭を除き、すべて1枚=1文として使用するという原則である。一方、16世紀前半に入ると銭流通の階層化が起こる。これは、例えばそれまで排除されてきた銭のうち、あるカテゴリのものを基準銭よりも減価して使用するなどによる結果、銭種により1枚あたりの価値が異なることになる現象である。このことは、銭一般の中で価値の異なるカテゴリが複数併存することを意味する。すなわち流通する銭が階層化・多層化する点で、等価値使用原則の解消とも言える。またこの現象は地域差を含んで進行する。その後寛永通宝発行すなわち17世紀30年代に銭使用秩序の再統一がなされた、というイメージでかつては認識されてきた。

対して安国良一氏は、慶長13年(1608)・14年(1609)の永楽銭・鑑銭(=京銭)・金比価規定ならびに永楽銭使用停止法を、寛永通宝発行に先行する銭統一政策と評価した¹⁾。安国氏の業績は江戸幕府による銭統一政策の時期を17世紀00年代まで引き上げた点などで、研究史上重要な位置を占める。結果、00年代の銭統一政策に至るまでの過程、具体的には16世紀後半の状況に関する実証が後進の課題となった。安国氏の業績をうけ、後述する拙稿も含め、いくつかの論文が発表された。

それら安国氏以後の諸研究につき桜井英治氏により整理がなされた²⁾。桜井氏は、00年代の銭統一の直前の段階たる16世紀後半の状況につき、以下の3つの現象を指摘する。①低銭の地位上昇。ビタ³⁾などかつては相対的に低く評価された非基準銭⁴⁾の価値が上昇する。結果、上位の階

1) 安国良一「近世初期の撰銭令をめぐって」(歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店, 1999)。典拠は『徳川禁令考』3684・3685。永楽：鑑=4：1と比価を規定する。この規定は永楽カテゴリと鑑カテゴリという階層の併存を意味する。しかし同法では併せて永楽使用禁止を規定し、「金銀鑑銭を以可取引」とする。これにより建前上流通する銭は鑑のみとなる。

2) 桜井英治「銭貨のダイナミズム」(鈴木公雄編『貨幣の地域史』岩波書店, 2007)。

3) 16世紀では、史料上はヒタ・ひた等と表記するのが一般的であり、鑑字使用はほとんど普及していないため、16世紀の状況を指す場合には便宜上ビタと本稿では表記する。拙稿「一六世紀後半におけるビタの普及」(『日本中世貨幣史論』校倉書房, 2010) 参照。

4) 本稿では、1枚=1文と評価される銭を基準銭とする。対して1枚≠1文と評価される銭を非基準銭とする。本稿の議論の主対象とする非基準銭は1枚<1文と評価されるものである。

層の銭と等価値化し、ひいては基準銭化する。②銭流通の階層性の収束。先述のごとく、15世紀末から16世紀前半には銭流通の階層化・多層化が進んだ。一方16世紀後半になると、①とも関連するが、下層階層に属する非基準銭の価値が上昇し、結果、上位の階層の銭と等価値化し、ある一つの階層差が解消する。多数存在した階層の解消が進むことにより、最終的に一つの階層に収斂する。③精銭の空位化。かつて上位に位置したいわゆる精銭（基準銭）が実体としては消滅し、計算貨幣化する（実体としては存在せず、計算単位としてのみ現象する）。

桜井氏は、特に②を近世の銭統合の前提条件として重視する。すなわち、多層的状况から、16世紀後半には、精銭カテゴリと、（非基準銭が価値上昇して成立した）精銭の一つ下の階層に位置する銭カテゴリとの二層化が起こり、この下位の銭カテゴリが江戸開幕当初に京銭・鏝銭とよばれた、安国氏がいう「不良銭を排除した多様な銭種の総体」（安国氏は明言しないが、史料上例えば慶長14年法で「なまり銭・かたなし・大われ・新銭・へいら銭」以外一般として表現されるカテゴリに事実上相当すると思われる⁵⁾の前提となる、との展望を示す。

この問題に関連して以前私は、銭の階層性の解消とビタ普及の全国化の問題につき若干の議論を行った。すなわち、16世紀の越前を対象に、旧来の非基準銭の価値上昇の過程と政策面・実態面における旧来の非基準銭の基準銭化の過程について論じた。また、江戸初期の京銭＝鏝銭による銭統一政策以前に、既に信長政権期に政策的銭統一の方向性があったことを確認した。具体的には、天正10年（1582）の信長の死の直後にその家臣によって大和・山城で出された、「ワレ・カケ・ナマリ銭」または「なんきん銭・うちひらめ銭」以外の全ての銭を、計算貨幣化した基準銭の1/3に評価する法である。この法を、旧来の基準銭の計算貨幣化ならびに事実上の等価値使用政策と私は評価した⁶⁾。加えて、16世紀においてビタと呼称された銭に関して記述する史料につき、畿内ならびにその周辺、東海・北陸地方を対象に初見事例の検索を行った（中国・関東・東北地方についても若干言及した）。このことにより、ビタなる呼称を持つ銭の1570年代から90年代にかけての普及の経緯の概要を地域別そして編年的に示すことができた⁷⁾。

一方、前稿で積み残した問題も多い。まず一つが、前稿でも言及したが、地域別ケーススタディの更なる蓄積の必要である。前稿で言及した以外の地域では、先行研究も含め、事例検索自体がまだまだ十分になされていないのが現状である。

もう一つが、統一の方向性の一方で階層性の併存の問題である。例えば、前稿で示した、摂津平野荘の知行目録を見ると、天正20年（1592）のものでは1貫文＝米1石と評価される「びた」での貢租支払が規定されている。一方文禄4年（1595）のものでは1貫文＝米1.5石と評価される「本銭」なる銭による表記がされている⁸⁾。つまり一度ビタ表記が採用されたとしても、その後別の銭カテゴリにより表記が行われる場合もあったことがわかる。この事例は、ビタがこの時点でいまだ排他的に基準銭の地位を占めておらず、ビタと異種の銭カテゴリとが併存していたこと、すなわち階層性が存続していたことを示す。だとして、階層性が実態としていつまで存在したか、またその解消の経緯はどのようなものであったのか、という実証課題が残っている。

5) 前掲註(1)安国論文, p. 152. 典拠は『徳川禁令考』3685。

6) 拙稿「一六世紀後半における銭使用秩序の変容」（前掲註(3)拙著）。典拠は『多聞院日記』天正10年9月16日条（『中世法制史料集』5, 参考資料81）, 「正田家本離宮八幡宮文書」（『大山崎町史』史料編43）。

7) 前掲註(3)拙稿。

8) 前掲註(3)拙稿。典拠は「足守木下家文書」（『ねねと木下家文書』山陽新聞社, 1982）32・33。

そこで本稿は、以上示した課題の解決の一階梯として、当該問題に関する先行研究で専論のない地域である四国を採り上げることにより、研究史へ幾ばくなりとも寄与することを目指す。具体的には、伊予・讃岐の事例を紹介し、当該地域における銭の階層性の実態につき若干の議論を行う。

I. 伊予の事例

16世紀第4四半期の伊予の銭使用秩序、特に銭の階層差の存在を示唆する事例が、小早川隆景による天正14年（1586）検地の坪付類である。同13年（1585）、秀吉の四国攻略があり、伊予国が小早川隆景に与えられた。同15年（1587）、九州攻略終了に伴い、小早川隆景は筑前へ移封される。小早川による伊予支配期間中、検地が行われた⁹⁾。このときのものである。

本稿の議論に関連する坪付の例として野間郡遍照院領（現今治市・旧菊間町）のものを挙げる。畠分銭に関する部分を以下抜粋する。

[史料1]

(前略)

	畠壺所	寺内堂職 <small>(ママ)弁才天ヨリ内反 銭共三、但際之</small>	遍照院
風呂ノもと	畠六十歩	分銭古拾七文	同寺
もんぜん	畠六十歩	分銭古拾七文	同寺
祓川	畠半	分銭古五十文	同寺
蔵ノたに	畠大	分銭古百七十四文	同寺
神宮寺の内	畠壺所	寺内堂職 <small>但反銭共三除之 遍照院三入</small>	神宮寺
	合畠数壺段半	分銭古式百五十八文	

惣合田畠数貳町半 為貫目拾貳貫七百三十文目定

右御寺領分之儀、先為下札如此候、何茂趣可申上所、如件、

天正十四年丙戌十二月十三日

荒谷左馬助（花押）

（以下6名連署、省略）

遍照院光遍公¹⁰⁾（傍線高木、以下同）

注目すべきが、傍線で示した、畠分銭を「分銭古」で表記する点である。同様の例に同日付け野間郡佐方保賀茂領（現今治市・旧菊間町）坪付、そして同年11月2日付け谷上山宝珠寺宛て寺

9) 以上の概要は伊藤義一「豊田秀吉治下の伊予」（『愛媛県史』近世上、1986）。また野間郡検地についての先行研究に山内 讓氏・西尾和美氏のものがある。西尾氏によれば、これは得居氏の所領の検地であり、来島氏あるいは得居氏関係者と小早川氏あるいは毛利氏関係者により共同執行されたという。山内 讓『海賊と海城』（平凡社、1997）、p.61。西尾和美「小早川隆景の伊予支配と河野氏」（『四国中世史研究』7、2003）、pp.49-50。また藤田達生氏は、同年ならびに翌15年（1587）の伊予国における毛利氏家臣による検地実施を指摘する（「伊予国における近世の開幕」『日本中・近世移行期の地域構造』校倉書房、2000、p.289）。ちなみに、小早川隆景の伊予支配に関する専論は少ない。前に挙げたもののほか、藤田達生「『天正の陣』後の伊予国衆」（上・下）（『伊豫史談』335・336、2004・2005）。山内 讓「伊予国三津と湊山城」（前掲『四国中世史研究』7）、等。

10) 『愛媛県史』資料編近世上、「小早川隆景の伊予支配」21（遍照院文書）。

領（現伊予市）引渡状がある¹¹⁾。

伊予検地の「分銭古」の記録については、専論ではないが、小早川氏の筑前指出に関する本多博之氏の論考¹²⁾の中にごく簡潔な言及がある。本多氏は、小早川氏による筑前支配期の指出徴収・知行宛行・所領寄進（天正16年（1588）以後）にかかる「分古銭」「分銭古」等の記述について分析している。すなわち、これが戦国期における年貢銭納の「清料」額を踏まえ、これをもとに畠について「分古銭」「分銭古」として小早川隆景が把握していたとする。本多氏は、この論考の註記として、先に挙げた伊予の「分銭古」の表記の事例を示す。いわく、「天正十三年に伊予国を（中略）秀吉から与えられた小早川隆景が現状把握を主眼として新領国に対して実施した、指出徴収や検地をふまえたものであったと推測される」という¹³⁾。本多氏はそれ以上の考察を行っていない。時期は違うが同じ小早川氏領国たる伊予と筑前とで「分銭古」など同様の記述方式が確認できることは興味深い。

本多氏の議論を補足する形で小考を試みる。「分銭古」という記述であるが、「古」との特記は、価額表示の建値に使用されている銭種が、なんらかの銭種（例えば当時の通用銭等）と比較対照の必要があったからこそ付したものと考えられる。恐らくは、「分銭古」で示された価額は、本多氏が示す筑前の事例と同様、当該坪付作成以前に旧来の基準銭建てで規定された分銭額であろう。かつその価額が伝統的にステロ化していたことを表現しているとも評価できよう。時間順序で伊予の事例が先行していることから予想するに、小早川隆景が伊予で通用銭と分銭表示基準銭との乖離に接し、それに対応した坪付類を作成し、その経験を移封後にフィードバックした結果が筑前指出であった、とのストーリーも成り立つ。

また伊予より先行する同様の事例に、周防・長門のものがある。旧大内氏領国たる防長の有力寺社の仏神事料につき、毛利氏支配期に、大内氏時代の負担額が「古銭」「清料」建てでステロ化しており、それを通用銭たる「当料」に換算して支払いが行われたことを本多氏が指摘している¹⁴⁾。そのことからすれば、伊予の事例は、本州における毛利氏領国の経験をフィードバックしたものと評価できるかもしれない。いずれにせよ、占領前の価額表示を継承し「古」等の註記により、その建値に使用する銭と当時の通用銭との弁別を図る行為は、毛利氏系の領国に広く分布していることがわかる。

さて、「分銭古」「分古銭」という同様の記述方式ではあるが、伊予の事例と筑前の事例とでは対米比価が異なる。伊予の事例においては、分銭古1貫文 \equiv 分米1.2石の比価を得られる¹⁵⁾。一方、筑前「分古銭」の事例で対分米比価が明確な事例は天正19年（1591）・同20年（1592）のもので、本多氏も指摘するごとく、ともに1貫文 $=$ 3石である。分銭・分米額の総合計を、伊予では銭建てで表記し、筑前では米建てで表現する点に違いがあるが、ともかく、伝統的分銭額と分米額との換算の際に伊予と筑前とで異なる固定レートを使用していることがわかる。また時期的に伊予検地の後に位置し筑前検地にほぼ並行する毛利領天正惣国検地ではいわゆる石貫制が採用され、

11) 「小早川隆景の伊予支配」23（伊予古文書二九波頭家文書）・20（大洲旧記10上吾川村）。

12) 本多博之「地域大名の領国支配と石高制(2)」(『戦国織豊期の貨幣と石高制』吉川弘文館、2006)。以下言及する筑前の事例はこれに拠る。また同書 pp. 330-331にも概要が示されている。

13) 前掲註(12)本多著書、p. 314。

14) 本多「継承基準額と毛利氏の領国支配」(前掲註(12)本多著書)。

15) 掲出した史料を見るに、「分銭古」建て表記の畠方分銭合計が258文であり、田畠双方の合計額が銭建てで12貫730文である。また引用では省略したが、田方分米合計が14.983石である。よって(12.730-258)文 $=$ 14.983石となり、1貫文 \equiv 1.2石となる。註(11)に掲出した史料でも同様の結果を得られる。

畠分銭を鍛建てで1貫文=1石と規定したことを先行研究は指摘している。ちなみに鍛は相対的に上位にある流通銭としてその使用が中国地方で広く確認されている¹⁶⁾。これら事例を比較するに、筑前の「分古銭」は伊予の「分銭古」の250%の価値であり、鍛は伊予の「分銭古」の約83%の価値である。つまり伊予の「分銭古」の対米比価は、名目上の数値を見るかぎり、同様の名称を持つ筑前の「分古銭」等から遠く、毛利領天正惣国検地の鍛にむしろ近い。

伊予の「分銭古」と筑前の「分古銭」とでの価値が異なる理由は何か。想定できる選択肢としては、①米価の地域差または時期差②「分銭古」の内実の地域差③米価と「分銭古」の内実との双方の地域差または時期差（またはその双方）、などがある。しかし、どれが妥当か、支証となる史料がなく、判断は難しい¹⁷⁾。

ちなみに、先述のごとく、分銭・分米額の総合計の表記は、伊予検地の坪付類では銭建てで行われ、毛利領天正惣国検地・小早川領筑前検地では米建てで行われる。またその後毛利領国においては文禄以後の所領調査ならびに慶長検地を通じ、米建てでの所領把握が進行する¹⁸⁾。伊予検地とその後とで、総合計を表記する建値が異なる。その点で、毛利系検地の編年整理上、伊予検地は興味深い位置にある。

以上、伊予検地にかかる「分銭古」につき小考を試みた。当該時期の当地における銭流通事情等を示す関連する史料が確認できず、検地論に引き付けた形での論述になった。ともかく史料1は、1580年代の伊予における「分銭古」表記に使用される銭と、そうでない銭との分化・弁別を示唆する点で、重要な史料である。

II. 讃岐の事例

16世紀末讃岐の銭流通事情に関する情報を提供する史料に次のものがある。

[史料2]

讃岐内慶長四年分御蔵米御算用状之事

一 式千五百石 御蔵へ入

右渡方

一 九拾四石式斗

慶長三年過（運カ）上米

一 六拾式石六斗四升

生駒讃岐御普請人数四百八拾人、慶長五年三月朔日も同晦日
まで廿九日分、御ふちかた、但年寄衆墨付在之、

一 五石三斗五升四合

同御扶持方之内、大豆六石九斗六升代、但米一升二大豆壹升
三合かへ、

一 千石

かりかね式千貫目之代、但壹貫目に付て米五斗つゝ、

16) 本多「地域大名の領国支配と石高制(1)」 「南京銭と鍛」(前掲註(12)本多著書)。

17) 鍛は筑前の「分古銭」の1/3に評価されている。この1/3という比につき参考となる事例が他地方にある。越前・畿内で、非基準銭から昇格して政策的に基準銭として事実上採用された銭が旧来の基準銭の1/3に評価されるという現象である。具体的には、1570年代の越前において非基準銭「並銭」「次銭」が旧来の基準銭の1/3に評価された現象と、本稿冒頭でも言及した、天正10年(1582)の織田信長の暗殺直後に出された、最悪銭以外全てを基準銭の1/3に評価する法である(前掲註(6)拙稿)。旧来の基準銭と比較対照されるカテゴリの銭を1/3に評価する点で、筑前の「分古銭」とそれに時期的に先行する越前・畿内の事例は相似する。

18) 前掲註(12)(16)本多論文。

- 一 三拾貳石五斗 上錢五拾貫文上之、但壹貫文ニ付て六斗五升つゝ、
 一 千百廿九石二斗二升七合 金子三拾枚五兩八ふん七りおいと（ママ）上之、壹枚ニ付て
 卅七石か、大坂にて、
 一 百八石八升五合 右渡方之内并金子かへの米合式千百六拾壹石七斗二升七合さ
 ぬきち大坂へ相届船ちん、石別五升つゝ、

わたし

合式千五百石

皆済

右はらい切手、何も請取申候、此日付以前之払書物等雖有之、重而御算用ニ相立間敷候、
 以上、

慶長九年三月廿八日 片桐市正（且元）（花押影）

生駒讃岐守（一正）殿¹⁹⁾

慶長9年（1604）付けの、同4年分（1599）の讃岐国内の蔵米算用である。生駒一正の父・親正は天正15年（1587）に秀吉から讃岐国を宛行われ、また讃岐国内の蔵入地の代官とされた。史料2が示す生駒氏からの2500石の御蔵米上納は、当該時期ならびに当地における蔵入地の存続を示す²⁰⁾。

本稿の議論に関し史料2で注目すべきが、傍線で示した、「上錢」の記述である。「上錢」との特記は、上錢とそれ以外の錢との分化を示唆する。米現物32.5石の代わりに、この「上錢」で50貫文を納めたことがわかる。また上錢1貫文＝米0.65石の比価も記されている。

史料2については小葉田淳氏の言及が既にある。小葉田氏いわく、天正年間の近畿では割引通用の悪錢を一般に鏝と称されたが、その中の区別として上錢・中錢・下錢等の呼称が設定された。その一事例として史料2を引用している²¹⁾。しかしながら、この史料の「上錢」が当時の鏝カテゴリ内のものであるかどうかは、史料上記載がなく、わからない。よって小葉田氏の言が正しいかどうかはこの史料だけではわからない²²⁾。

先述したが、「上錢」との特記は、上錢とそれ以外の錢との分化を示す。だとして、その錢が讃岐で「上錢」と認識されていたのか、讃岐ではその認識は無かったが大坂で算用が行われた段階で「上錢」と認識されたのか、この史料だけではわからない。つまり讃岐当地で上錢とそれ以外の錢との分化が認識されていたかどうかは、この史料のみからは判断できない。わかるのは、大坂での出納にかかりその錢が上錢と認識され記録されたということだけである。

上錢の価値であるが、小葉田氏は、当時「上錢」と称された錢一般につき、精錢の1/2から1/4程度の価値であったとの推定を示している²³⁾。また参考となるのが『鹿苑日録』の記録である。慶長4年5月11日条に、福勝院の葬礼に際し、「五百文、藤九郎二遣、瑞雲院之時ハ式百

19) 『新編香川叢書』史料編二「生駒家宝簡集 乾」, pp. 1006-1007。

20) 木原溥幸「生駒親正の入部」（『香川県史』3通史編近世I, 1989）。当地を含めた当該時期における豊臣蔵入地の性格ならびに管理の有り様については曾根勇二「豊臣蔵入地の支配」（『片桐且元』吉川弘文館, 2001）。

21) 小葉田淳『日本貨幣流通史』（刀江書院, 1969）, pp. 217-219。

22) 小葉田氏は、当該時期の非基準錢一般を指す概念用語として「鏝」を使用している節がある。ちなみにただし天正年間の史料では「ひた」「ヒタ」等のかな字使用が一般的である（前掲註(3)拙稿）。その点からしても、小葉田氏のいう「鏝」は概念用語として解釈すべきであろう。

23) 前掲註(21)小葉田著書, p. 219。

文遣、其時ハ銭一貫カ十文め也、只今ワー貫ガ上銭ハ参匁五分スル、此故ニ貳百文ニテ不点頭故ニ、後ニ三百添テ遣也、此例後日ニ不入之間、先五百文遣也」とある。瑞雲院葬礼の際すなわち天正19年(1591)²⁴⁾には銭1貫=銀10匁だったのが、慶長4年5月には上銭1貫=銀3.5匁となっていることがわかる。天正18年の銀相場を示す銭がどのカテゴリのものであるか不詳だが、名目上の数値だけで単純比較すると、天正18年の銀相場の建値に使用されている銭よりも上銭が対銀比価で低く評価されていることがわかる。

さて、史料2で改めて注目すべきが、銭の階層性が慶長9年の段階に存続しており、それを領主側も認識していた点である。本稿冒頭に示したように、以前私は、かつての非基準銭たるビタの1570から80年代における各地への普及と基準銭化、ならびに政策面での銭の階層性の解消の方向性、について言及した²⁵⁾。一方で本章で確認してきたように、慶長年間における分化の存続もまた確認できる。確かに上銭・中銭・下銭の記録は、小葉田氏による引用事例を見ると、慶長年間に入り所見が集中する²⁶⁾。全くの推測だが、天下統一により銭使用秩序の地域分節性が顕在化したことの反映と評価できるかもしれない(石高制等全国統一的な経済政策を実施するに際し、先行する銭使用秩序の地域差に中央政権が気付く)。

ともかく、前稿で示した天正年間におけるビタと呼称される銭の全国への普及の一方で、少なくとも慶長年間までは銭の階層性が存在し続けた。当該時期の銭使用秩序を考えるに当たってはこのことに留意すべきである。

おわりに

以上本稿では、16世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関して情報を提供する史料の紹介を行った。地域別ケーススタディという点で、四国を対象とした中近世移行期貨幣史に関する文献史学的分析は事実上存在せず、まずはなんらかの問題提起をすることが当該研究の進展に寄与するものと思ひ、不十分ながら小論を示した次第である。

内容としては、銭使用秩序の統一の方向の一方での階層性の併存を示す事例を紹介した。政策的制御による銭統一の方向性の帰結として、本稿冒頭で示した慶長13・14年の鑿銭(=京銭)と永楽銭との比価を規定する幕府法に至る。ただし小葉田氏も指摘するように、実勢比価はすぐには必ずしも幕府法に追随せず、京銭は公定比価よりもより低く評価された²⁷⁾。この慶長13・14年法ならびに寛永通宝発行までの実態レベルでの銭の有り様の経緯(特に階層性・地域差の解消如何)、そして寛永通宝発行以後の状況(特に鑿銭が流通から退場していく経緯)に関する実証分析もまた、今後の課題である。

[2010. 10. 4 受理]

24) 慶長8年(1603)5月に瑞雲院13回忌法要が行われ(『鹿苑日録』慶長8年5月19日条)、同12年(1607)5月に同17回忌法要が行われている(同12年5月23日条)。これらから逆算すると瑞雲院の没年は天正19年となる。

25) 前掲註(3)拙稿。

26) 前掲註(21)小葉田著書。

27) 前掲註(21)小葉田著書, p 221。